

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

Waste Today

2016.10.17

発行者：株式会社リーテム

10月号
2016

✓ 今月のテーマ

「廃水銀（蛍光灯など）にかかる省令の改正」

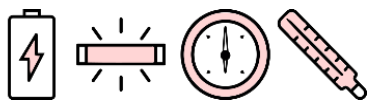
平成25年10月の水俣条約により、水銀廃棄物の適切な管理が求められ、廃棄物処理法の省令がまもなく改正されます。

💬 水銀使用製品産業廃棄物の対象の指定

水銀が使用されている製品が産業廃棄物になった場合、以下のものを「水銀使用製品産業廃棄物」と定義し、通常の産廃の処理基準よりも厳しい処理基準を課すこととしている。

◇主な水銀使用製品

- ・水銀電池
- ・蛍光灯
- ・気圧計、湿度計
- ・水銀体温計
- など

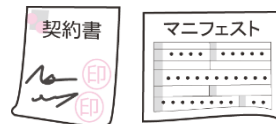


💬 水銀使用製品産業廃棄物の場合の対応

左記の水銀廃棄物の場合、以下の処理基準が新たに追加される。

- ① 契約書…その旨を記載
- ② マニフェスト…その旨を記載
- ③ WDS(廃棄物データシート)…
必要により、WDSを使用(必須ではない)
- ④ 保管…仕切りを設ける等必要な措置を講ずる

水銀使用製品産業廃棄物を明記

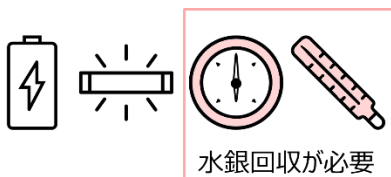


💬 水銀の回収を義務付ける水銀使用製品産業廃棄物

上記の水銀使用製品産業廃棄物のうち、以下のものについては、水銀の回収を義務付けるため、ばい焼設備を用いて水銀回収ができる処理業者に処理委託する。

◇主な水銀の回収を義務付ける水銀使用製品産業廃棄物の対象

- ・気圧計、湿度計
- ・水銀体温計
- など



💬 まとめ

◇水銀電池、蛍光灯などの処理委託

- ・契約書へのその旨の記載
- ・マニフェストへのその旨の記載
- ・他の廃棄物と混合しないような保管

◇水銀体温計、気圧計、湿度計などの処理委託

- ・ばい焼設備を有し、水銀回収ができる処理業者へ処理委託

処理委託の際…契約書、マニフェストに記載
保管の際…保管基準の追加

